

## [事案 26-179] 契約無効請求

・平成 27 年 9 月 24 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人による契約内容に関する不十分な説明があったことを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 22 年 1 月、募集人から解約返戻金が既払込保険料を上回る保険であると説明を受け、低払い戻し金型定期保険を契約したと認識していたが、実際に契約した保険は、解約返戻金が既払込保険料を常に下回る介護終身保険であった。よって、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は申立人に、設計書、パンフレット等の書面を交付して、契約内容を十分に説明していることから、申立人は契約時に錯誤に陥っていなかったか、仮に錯誤に陥っていたとしても重大な過失がある。
- (2)契約成立後に保険証券を送付し、その後も生命保険料控除証明書、契約内容通知等を定期送付しており、申立人には契約内容を再確認する機会が何度もあった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに退職済みの募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時の募集人の不法行為までは認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不適切な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)募集人は、事情聴取において、申立人のニーズとして、死亡保障の付加および保険料の金額のみを把握していた旨を述べ、さらに、募集人が 2 種類の保険を提案する前提となった申立人のニーズについては繰り返し質問するも何も述べなかった。申立人が介護保険を選択した理由は、保険料が安かったためとしか述べず、募集人は、申立人の保障内容に関するニーズを十分に把握したうえで提案をしていたとは思われない。
- (2)本件契約の仕組みは複雑で、一般的に理解の容易な内容ではないが、事情聴取において、募集人に商品の内容や違いを質問しても何も具体的に述べず、十分な説明ができていなかった可能性も否定できない。
- (3)以上により、募集人は、申立人の意思を尊重し、ニーズを十分に把握したうえで提案していたとはいい難く、また、申立人が契約内容を十分に納得したうえで契約できるような説明ができていなかった可能性がある。

